

パブリック・コメント手続指針（案）に関する意見募集の結果

1 募集期間

平成20年4月15日（火）～平成20年5月15日（木）

2 意見の提出状況

- | | |
|----------|-------|
| (1) 意見者数 | 1人 |
| (2) 意見数 | 7件 |
| (3) 提出方法 | 電子メール |

3 提出された意見の概要と市の考え方

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| 全般的な事項 | |
| パブリック・コメント手続の実施状況について定期的に市民に意見を求め、意見を検討して制度を改善する仕組みを制定されたい。 | 指針（案）確定後に実施されるパブリック・コメントの実施状況を見定めながら、今後、検討を進めます。 |
| 適用除外 | |
| 第4 適用除外の項目の最後に、「パブリック・コメント手続を実施せずに政策等を策定する場合は、当該政策等の公表と同時に、パブリック・コメント手続を実施しない旨及び実施しない理由を公表しなければならない。」との規定を追加してください。 | 適用除外規定を適用するときは、当然に実施しない旨、及び実施しない理由は表示すべきと考えており、適切な運用に努めます。 |
| 政策等の案の公表 | |
| 3項の後段を、「この場合において、実施機関は、その案の全てを市の広報に掲載するなど、必要に応じた方法により市民等への周知を図るものとする。なお当該案が広報に掲載しきれない量と判断される場合は、その案の全てではなく、その | 政策等の内容により、広報への全部掲載が困難な場合は、公共施設等での配布やHPでの案内となります。 |

| | |
|--|--|
| 概要を掲載してもよい。」に改めるべきである。 | |
| 意見等の提出期間 | |
| 意見等の提出期間を短縮する場合には、「政策等の案の公表と同時に、その理由を明確に公表しなければならない。」との規定を指針に加えられたい。 | 期間を短縮する場合は、当然にその事由の明示が必要と考えており、適切な運用に努めます。 |
| 結果の公表 | |
| 提出手段と提出者の組み合わせが異なるものは全て異なる意見とみなし、提出された意見等は番号登録し、保管することとされたい。 | 市の文書管理規程により収受文書の保存が義務づけられており、全ての意見等を規定年限保存いたします。 |
| 第10 結果の公表 の第3号に、「意見等は、市のホームページまたは市の資料室などで自由に閲覧できるように公開する。」との規定を追加されたい。 | 現在意見を募集している政策等、既に意見募集期間が終了した政策等を含め、保管・公開方法等について、今後、検討をします。 |
| パブリック・コメント手続を行っている案件一覧表を作成し、ホームページへの掲載・公共施設への掲示などで、市民に公表すべきである。 | |